

行政書士法の一部を改正する法律

(平成一五年七月三〇日法律第一三一号)(衆)

一、提案理由(平成一五年七月一〇日・衆議院本会議)

遠藤武彦君 ただいま議題となりました行政書士法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、複雑・多様化する社会情勢に的確に対応し、行政書士の業務遂行能力の強化と規律の向上を図り、行政書士及びその業務に対する国民からの一層の理解と信頼を確保しようとするもので、その主な内容は、行政書士のみを社員とする行政書士法人を設立することができるものとするとともに、研修の義務づけ、国民一般からの懲戒処分の請求、懲戒処分の公告等を定めることとしております。

本案は、本日総務委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成一五年七月二三日)

山崎力君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政書士の業務について国民の利便性を一層高めるため、行政書士法人の設立を可能とするとともに、研修、懲戒手続等に関する規定を整備することにより、行政書士制度の基盤を強化しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長遠藤武彦君より趣旨説明を聴取した後、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。